パブリックコメント手続の結果公表

貴重なご意見等をお寄せいただきありがとうございました。皆様からのご意見等の 概要及び市議会の考え方を公表します。

- ・政策等の名称成田市議会議員政治倫理条例(素案)
- ・意見等の募集期間令和2年1月15日 から 令和2年2月14日
- ・意見等の件数15件 (3人)
- 担当課議会事務局

成田市議会議員政治倫理条例(素案)について提出された意見の趣旨と市議会の考え方

番号	項目	提出された意見の趣旨	市議会の考え方
	議会基本条例との関係 性	議員の政治倫理については成田市議会基本条例第22条にも定められているにもかかわらず、本条例案には当該基本条例について言及されていないことから、当該基本条例及び本条例案でそれぞれ定められる議員の政治倫理の関係が不明確であるため、その観点からの更なる検討が必要のように思われます。	ご指摘のとおり、成田市議会基本条例第22条には、議員の政治倫理に関する規定がございます。この条自体では、議員の政治倫理に関する条例の制定が直接義務付けられているわけではありませんが、いただいたご意見を踏まえ、議員間における協議により設けることとした前文の中で、成田市議会基本条例との関係を明確にしてまいりたいと考えます。
2	総括意見	先ず、この成田市議会議員政治倫理条例の制定に向けて、協議会9回、委員会2回取組んだと述べられていますが、その議事録がありません、わずかに2019年8月7日の議会運営委員会があるだけです。 主権者たる市民にこの条例の制定に向けての、協議会議事録がなくては、途中経過での各議員の議論が分からず、最終素案を決めて、主権者市民に、条例素案の意見を求めることは、とても公正で開かれた民主的な市政と言えるのか、それが議員と市民との信頼関係を築くことができるのか甚だ疑問を持つところです。 主権者市民に意見を求めるのでれば、主権者市民との公聴会が先ずは必要だと思います。	条例の制定に当たっては、議論の内容が議員個人にかかわるものとなることなどを考慮し、より自由で率直な議論ができるよう、議員の理解を得た上で、主に協議会の場において協議・調整を進めてまいりましたが、条例の制定に意思決定を開始する際や素案を決定する際など、正式に意思決定を行う場合には、公開の委員会を開催し、それまでの協議経過なども踏まえた上で、議員が自身の意見を必要したが、より市民に別と、議員の意見などについての中間報告も行ったところで協議といる。このような取り組みをしてまいりましたが、より市民に別といる。
3	第1条(目的)	条文を読むと、議員が政治倫理に関わる事を、議会内部で議論したことへの情報共有をせず、結論だけを主権者市民に、意見を求めることは無理があります。総括意見でも述べましたが、これが市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的で市政の発展に寄与できるのか、疑問の持たれるところです。	- 層、市民の皆様から信頼される議会、議員となりますよう努めてまいりたいと考えます。

4	第1条(目的)	「人格及び倫理の向上に努め」とありますが、成田市民がそれらの向上を怠る者を議員として選出するとは思われませんので、本条例案に入れる必要性については疑問があります。また、本条例案は政治倫理にかかる条例であり、一般的な倫理の向上については、本条例の範囲外になるのではないでしょうか。	選挙により市民から選出された公職者である議員として、 一般的な人格や倫理の向上に努めるという姿勢は大切である と考えられますことから、素案のとおりとさせていただきた いと考えます。
	第2条(議員の責務) 第2項及び第6条(審 査請求)	第2条第2項の「政治倫理」は、第6条との関係から、「第3条ないし第5条の規定(以下、「政治倫理基準等」という)」とすべきではないでしょうか。 また、上記の修正をする場合、第6条の「前3条の規定(以下「政治倫理基準等」という。)」は「政治倫理基準等」といる。)」は「政治倫理基準等」となるかと思います。	第2条第2項で規定している「政治倫理」は、第6条で規定している「政治倫理基準等」より、より一般的で広い範囲を指すものと考えられますことから、素案のとおりとさせていただきたいと考えます。
	第2条(議員の責務) 及び第3条(政治倫理 基準)	議員が崇高な政治倫理を持つには、セクハラやパワハラなどのハラスメントがあってはならないし、1人の議員を複数の議員が責め立てることは、個人の人権にも配慮しなくてはいけないと思います。 このところの条文が抜け落ちています。 議員の政治視察旅行や懇親会等、市民から預かった税金を使うのであれば、すべて公開することを求める条文が抜けています。 市民から預かった税金を使うのであれば、報酬を決めるに当たっては、市民に疑惑を持たれないようにすべきであり、少なくとも報酬等の審議会に諮問すべきと考えます。	ご指摘のセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどにつきましては、具体的に規定すべきという意見もありましたことから検討を行いましたが、ハラスメントを促れるものについては、第3条第7号に規定する「人権侵害のおそれのある行為」に含まれるものとして、整理させていただきました。 視察については、その目的を明確にした上で、適正な手続を経て実施しており、その結果については、報告書を作成し、公表するとともに、そこで得た知識などをその後の活動に生かしています。議員間の懇親会などは、当然のことながら自費で賄い、公費は一切使用しておりません。 議員が議員報酬を変更する議案を提出しようとする際には、広く市民の意見を聴取した上で、行うことといたします。
	第3条(政治倫理基 準)第1号	本条例案の「 <u>議会及び議員の</u> 名誉及び品位を損な う行為を慎み,疑惑を持たれるおそれのある行為」 は、成田市議会基本条例第22条の「 <u>市民の代表と</u> して名誉及び品位を損なう行為を慎み,その地位を 利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」 とは、下線部において大きく異なっており、当該基 本法条例が最高規範性を有することから当該基本条 例の文言にあわせるべきと考えます。	成田市議会基本条例第22条は、当該条例の中で議員の政治倫理について定められた1つの条文であるのに対し、今回の条例素案第3条第1号は、具体的な政治倫理基準の1つとして規定しているものであること、また、前後の文脈の違いなどもあり、必ずしも全てが同じ文言とならないものと考えられますことから、素案のとおりとさせていただきたいと考えます。

8	第3条(政治倫理基準)	項目を加えて欲しい。 【追加する項目】 議員はその選出基盤である市の地縁団体(自治 会、町内会)の長になることはできない。 【理由】 法や規則に抵触しなくても議員の社会的モラルと して遵守してもらいたいと考えるから。	条例の内容について検討した中では、自治会長や区長などへの就任についても制限すべきとの意見もあり、協議をした経過もございますが、各自治会や区などにも様々な事情があるものと考えられますことから、今回の条例素案では、そこまでの制限は設けておりません。議員は、選挙により選出された市民から負託を受けた公職者であるということを常に自覚し、成田市議会基本条例や今回の条例素案で定められている活動原則、責務、政治倫理基準などを踏まえ、その職責を果たしていくべきであると考えます。
	第4条 (請負契約等に 関する遵守事項)	本条例案の「議員が実質的に経営に携わっている」ことは一般的に立証することが困難であるため、他の自治体の議員政治倫理条例では議員の資産等を報告させる条文があります。例えば、議員がある株式会社の全ての株式を保有していても、株主は登記事項ではないため会社の登記簿には記載されず、外形からはわかりません。よって、本条例にも議員の資産等の報告にかかる条文を含めるべきと考えます。	ご指摘の資産等の報告などに関する規定を盛り込むかどうかについての検討も行いましたが、協議の結果、今回の条例素案では盛り込まないこととさせていただきました。
10	第6条(審査請求)	本条例案では議員の選挙権を有する者が審査請求を行う場合、その総数の50分の1以上の人数(約2千人)が求められていますが、その請求要件は市民による審査請求が非常に困難にするものであって、本条例の目的が「議会及び議員に対する市民の信頼に応え」ることであることを踏まえると、妥当と言えるのでしょうか。 また、直近の市議会選挙での法定得票数が387.850票、最下位当選者の得票数が678票であるという事実からも、その請求要件について再考が求められるのではないでしょうか。	議員の選挙権を有する者が審査請求をするに当たっての必要な人数については、直接請求制度や他市の状況なども踏まえて協議を行いましたが、その結果、今回の条例素案にお示ししたとおりとなりました。

11	第6条(審査請求)	他市の審査請求では、議員でなく、一般市民が 担っています。それが開かれた市政であり、議員と 市民との信頼関係であると考えます。 会津若松市では、市民の5人以上の連署で、審査 請求ができます。議員が審査請求できる制度は、審査 請求ができます。議員が審査請求できる制度は、常 に過半数を持った会派が有利となります。審査請求 の段階で、多数を持った会派が自分たちの都合見が めてしまうのは、如何なものか。少数議員の意見が 尊重されない議会は、果たして公正で民主的と言え るのか。今回の条例案において、肝心要の政治倫理 に合致しているのか、甚だ疑問があるところです。 先進市町村の政治倫理条例を大いに参考にされての 条例案ではないのでしょうか。 熟議が足りているのでしょうか。	今回の条例素案では、市民と議員の両方が審査請求をすることができる仕組みとしています。 議会における意思決定の際には、多数決の原則が働きますが、その意思決定に対立する少数の意見であったとしても、それは尊重されるべきものと考えます。 なお、この条例が制定された場合には、第1条に規定する目的を踏まえ、適切に運用してまいりたいと考えます。
	査会の設置等)	議員による審査請求があった場合、議会運営委員会で審査請求の審査及び成田市総会会議員審査活の審査を選別での審査をでの審査をでの審査をでの審査をでの審査をでの審査をできませられておらず、自己を選別をできませられてがあります。のは、一年ののでは、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、「公正で開から、」に、「会には、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、「会には、「会には、「会には、」に、「会には、「会には、「会には、「会には、「会には、「会には、「会には、「会に	条例素案の条文中には審査請求を行った議員についての明確な除外規定はありませんが、審査請求の当事者となりますことから、当然の運用として、議会運営委員会での審査請求の適否の審査に当たっては、審査請求を行った議員は参画しない取り扱いと、また、議長が成田市議会議員政治倫理審査会委員を選任するに当たっては、審査請求を行った議員を選任しない取り扱いとしたいと考えます。なお、この条例が制定された場合には、第1条に規定する目的を踏まえ、適切に運用してまいりたいと考えます。

13		審査会は原則として公開、例外的に非公開にできることが本条第5項により規定されています。プライバシー保護等の事情から非公開が望ましい事案もあるかもしれませんが、もし非公開の審議となれば、市民は審査会において、どのような議論が行われたのかという審査の過程を知ることができず、それは「公正で開かれた民主的な市政」からはかなり離れたものとなるのではないでしょうか。よって、非公開とするにはより厳しい要件を設定すべきであって、現行案の「委員の過半数」から「委員の4分の3」、少なくとも「委員の3分の2」の合意とすべきと考えます。	審査会の会議の公開、非公開に関しては、条例素案第9条第5項ただし書において、出席した委員の過半数の合意により非公開とすることができる旨を定めていますが、同項本文に規定されているとおり、公開が原則であると考えていますので、その考えに基づき、適切に制度を運用してまいりたいと考えます。
	附則	疑義のないようにするため、第6条の審査請求は 本条例の施行日以後に行われた議員の行為について 適用する旨の定めを追加してもよいかと考えます。	条例の運用に当たり疑義が生じることがないよう、ご指摘のとおり、附則に第6条の審査請求の適用に関する規定を追加させていただきたいと考えます。
15		本条例案の意見募集は成田市議会基本条例第6条の趣旨に基づいて行われたものと考えております。今後も、議会による積極的な意見募集に関して残念なことを期待しています。しかしながら、今回の意見募集に関して残念なことは、その募集実施の根拠となる定めがないことです。https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page000100.html 上記の市のHPの「成田市パブリックコメント手続実施要綱」の第2条第2号の実施機関には市議会がないため、今回の意見募集は本要綱に基づいて行われたとはいえず、直接的に根拠となる定めが不存在です。 このため、次回以降の意見募集のための定めを策定する必要があります。そして、それは行政のように要綱ではなく条例であるべきと考えます。	ご指摘のとおり、今回の意見公募は、成田市議会基本条例の趣旨に基づいて行っており、その具体的な手続等につきましては、成田市パブリックコメント手続実施要綱に準じて実施させていただきました。今後も、適時、市民の皆さんに意見を求め、議会運営、議員活動などに生かしてまいりたいと考えます。